

農業機械化促進法を廃止する等の法律案に対する修正案 対照表

○国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分、網掛部分は修正部分）

修正後	修正前	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十四条 研究機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 農業等に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定、検査（農機具についての検査に限る。）並びに講習を行うこと。</p> <p>二～六 （略）</p> <p>（削る。）</p> <p>2 4 （略・改正部分あり、修正部分なし）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十四条 研究機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 農業等に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定、検査並びに講習を行うこと。</p> <p>二～六 （略）</p> <p>（削る。）</p> <p>2 4 （略・改正部分あり、修正部分なし）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十四条 研究機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 農業等に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと（次項に規定する業務に該当するものを除く。）。</p> <p>二～六 （略）</p> <p>2 5 （略・改正部分あり、修正部分なし）</p>